

日本司法支援センターの役職員の報酬・給与等について（令和7年度）

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当センターの主要事業は総合法律支援に関する事業である。

役員報酬水準を検討するに当たっては、以下の法人等を参考とした。

ア 日本学生支援機構

当該法人は、学生支援事業を実施している。

公表資料によれば、令和6年度の当該法人の長の年間報酬は18,268千円であり、公表対象年度の役員給与規程に記載された本俸額等を勘案すると、19,795千円と推定される。

上記と同様の考え方により、理事については、18,643千円、非常勤役員（監事）については、1,860千円と推定される。

イ 預金保険機構

当該法人は金融支援業務等を行っており、かつ、法曹資格者が在籍する法人である。

公表資料によれば、令和6年度の当該法人の長の年間報酬は22,698千円であり、公表対象年度の役員給与規程に記載された本俸額等を勘案すると、22,968千円と推定される。

上記と同様の考え方により、理事については17,413千円、非常勤役員（監事）については、1,848千円と推定される。

ウ 事務次官（指定職8号俸）年間報酬額

令和7年度 25,239千円（内閣官房内閣人事局作成の「国家公務員の給与（令和8年版）」による）

② 令和7年度における役員報酬についての業績反映のさせ方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

常勤役員の勤勉手当については、法務省に設置された日本司法支援センター評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、増額又は減額することができることとされている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和7年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び期末勤勉手当から構成されている。

月額については、役員報酬規程にのっとり、俸給（940,100円）に地域手当（188,020円）、通勤手当を加算して算出している。

期末手当については、役員報酬規程にのっとり、期末手当基準額（俸給月額＋地域手当＋（俸給月額×100分の25）＋（俸給月額＋地域手当）×100分の20）に、理事長が国家公務員の例を参考に別に定める支給割合を乗じて得た額を基礎とし、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当についても、前記と同様に、勤勉手当基準額（俸給月額＋地域手当＋（俸給月額×100分の25）＋（俸給月額＋地域手当）×100分の20）に、日本司法支援センター評価委員会がセンターに対して行う業績評価の結果を勘案し、理事長が国家公務員の例を参考に別に定める支給割合を乗じて得た額を基礎とし、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、令和7年度は、国家公務員の給与勧告に準拠し、俸給月額を914,900円から940,100円に引上げを行った（令和7年4月1日から改定額を適用）。

理事

役員報酬支給基準は、月額及び期末勤勉手当から構成されている。
 月額については、役員報酬規程にのっとり、俸給837,600円に地域手当167,520円、通勤手当を加算して算出している。
 期末勤勉手当については、法人の長と同様の基準により算出している。
 なお、令和7年度は、国家公務員の給与勧告に準拠し、俸給月額を814,900円から837,600円に引上げを行った（令和7年4月1日から改定額を適用）。

理事（非常勤）

役員報酬支給基準は、非常勤役員手当から構成されており、日額32,100円に当該月の勤務日数を乗じて算出している。
 なお、令和7年度は、国家公務員の給与勧告に準拠し、日額を31,200円から32,100円に引上げを行った（令和7年4月1日から改定額を適用）。

監事（非常勤）

役員報酬支給基準は、非常勤役員手当から構成されており、日額32,100円に当該月の勤務日数を乗じて算出している。
 なお、令和7年度は、国家公務員の給与勧告に準拠し、日額を31,200円から32,100円に引上げを行った（令和7年4月1日から改定額を適用）。

2 役員の報酬等の支給状況

役員報酬等の支払状況					就任・退任の状況		
役名	令和7年度年間報酬等の総額				就任	退任	前職
		報酬（給与）	賞与	その他（内容）			
法人の長	千円 19,098	千円 11,281	千円 5,561	千円 2,256（地域手当） 0（通勤手当）			※
A 理事	千円 8,441	千円 4,889	千円 2,480	千円 978（地域手当） 94（通勤手当）		9月30日	*
B 理事 （非常勤）	千円 1,666	千円 1,666	千円	千円 （ ）			
C 理事 （非常勤）	千円 94	千円 94	千円	千円 （ ）		4月9日	*
D 理事 （非常勤）	千円 1,472	千円 1,472	千円	千円 （ ）			
E 理事 （非常勤）	千円 1,380	千円 1,380	千円	千円 （ ）	4月10日		*
F 理事 （非常勤）	千円 2,247	千円 2,247	千円	千円 （ ）	10月1日		※
A 監事 （非常勤）	千円 929	千円 929	千円	千円 （ ）			*
B 監事 （非常勤）	千円 993	千円 993	千円	千円 （ ）			

注1：「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2：「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

当センターは、総合法律支援法に基づき、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指すことを基本理念として設立され、弁護士や司法書士等の隣接法律専門職者に関する情報提供業務、資力の乏しい方に対する民事に関する弁護士費用の立替え、無料法律相談等の援助業務、国選辩护人候補者の裁判所への通知、国選辩护人に対する報酬支払業務、犯罪被害者への支援業務、司法過疎地域へ常勤弁護士を配置し法的サービスを提供する業務等、国民と司法の架け橋となる業務を行っている。

当センターが実施する各業務は、国民生活に欠かせないセーフティネットとして機能しているところであり、極めて公共性が高く、その業務運営は常に国民等の立場から取り組み、国民等に親しまれ、頼りにされる存在となるように取り組むことが求められている。

当センターの長には、このような期待に応え、業務運営を担える学識経験が豊かで、国民的視野から当センターの業務運営に携わることができる人材を登用する必要がある。

その上で、参考とした他の支援業務を実施している法人の長の報酬と比較しても、同等又はそれ以下であることから、当センターの長の報酬水準は妥当なものと認められる。

理事

法人の長と同様の理由により、当センターの報酬水準は妥当なものと認められる。

理事（非常勤）

法人の長と同様の理由により、当センターの報酬水準は妥当なものと認められる。

監事（非常勤）

法人の長と同様の理由により、当センターの報酬水準は妥当なものと認められる。

【主務大臣の検証結果】

日本司法支援センターの主要事業は総合法律支援に関する事業であり、その職務内容の特性に鑑みれば、I-1-①で示す類似事業を行う機関を参考に設定するという役員報酬水準の設定の考え方は妥当である。

なお、理事長の報酬は、参考とした他の法人の長の報酬と比較して、同等又は低水準に抑えられている。

また、法務省に設置された日本司法支援センター評価委員会の行う業績評価を勘案した増額又は減額ができることとされており、業績が適正に反映されていることから、妥当な報酬水準であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況（令和7年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

区分	支給額（総額）	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年	月			
理事A	千円 該当者なし	年	月			
理事B (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
理事C (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
理事D (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
理事E (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
理事F (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
監事A (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
監事B (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			

注：「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事A	該当者なし
理事B (非常勤)	該当者なし
理事C (非常勤)	該当者なし
理事D (非常勤)	該当者なし
理事E (非常勤)	該当者なし
理事F (非常勤)	該当者なし
監事A (非常勤)	該当者なし
監事B (非常勤)	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

常勤役員の勤勉手当については、法務省に設置された日本司法支援センター評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、増額又は減額することができるとされている（今後も継続する。）。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当センターの職員給与は、「一般職の職員の給与に関する法律」（以下「一般職給与法」という。）に準拠していることから、給与水準を検討するに当たって、国家公務員の平均給与額を参考にした。

国家公務員のうち、令和7年度期首における行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の平均給与月額は414,480円である。

なお、常勤弁護士の給与については、実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考に決定している。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

職員の勤務成績に応じた人事評価の結果を、昇格・昇給及び勤勉手当の額に反映させている。

③ 給与制度の内容

職員の給与は、当センター職員給与規程にのっとり、俸給及び諸手当（扶養手当、役職手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当）としている。

期末手当については、期末手当基準額（俸給＋扶養手当＋（俸給と扶養手当に対する）地域手当＋（俸給と扶養手当に対する）広域異動手当＋級・職位に応じた加算額）に、国家公務員の例を参考に理事長が別に定める割合を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基準額（俸給＋（俸給に対する）地域手当＋（俸給に対する）広域異動手当＋級・職位に応じた加算額）に、国家公務員の例を参考に理事長が別に定める割合を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じた割合を乗じて得た額としている。

④ 給与制度の令和7年度における主な改定内容

一般職給与法が適用される国家公務員の給与改定を踏まえ、当該改定に準じて、当センターにおいても令和7年4月1日から、次の改定を反映した。

ア 俸給表のベースアップ（平均3.3%引上げ、国家公務員の給与勧告に準拠）

イ 期末手当及び勤勉手当の支給率を、0.05か月分引上げ（国家公務員の給与勧告に準拠）

ウ 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当と他の手当との減額調整の廃止等（国家公務員の給与勧告に準拠。12月手当分から引上げ。）

なお、地域手当の級地区分を7級地から5級地に再編し、支給割合を設定（俸給、役職手当及び扶養手当の月額合計額の20、16、15、12、10、6、3%に相当する額から20、16、12、8、4%に相当する額にした。ただし、令和7年度中は経過措置として、引下げは最大1ポイントまで、引上げは0ポイントから4ポイントまでとしている。）した。

2 職員給与の支給状況等

① 常勤職員の数

全常勤職員(令和8年4月1日時点): 964人

注:常勤の在外職員、任期付職員及び再雇用職員(再任用職員)を含む全ての常勤職員の総数

うち同一の職種等により通年で給与が支給された職員(対象常勤職員): 744人

② 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和7年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	490	43.7	6,677	4,854	158	1,823
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	487	43.6	6,607	4,806	158	1,801
有資格（法曹）職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	44.5	18,017	12,577	123	5,440

任期付職員	人 246	歳 45.5	千円 7,767	千円 5,523	千円 99	千円 2,244
事務・技術	人 82	歳 49.8	千円 4,558	千円 3,369	千円 91	千円 1,189
有資格(法曹)職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員弁護士	人 164	歳 43.3	千円 9,372	千円 6,600	千円 103	千円 2,772

再雇用職員	人 6	歳 63.3	千円 3,599	千円 3,009	千円 129	千円 590
事務・技術	人 6	歳 63.3	千円 3,599	千円 3,009	千円 129	千円 590

非常勤職員	人 86	歳 54.8	千円 2,964	千円 2,551	千円 111	千円 413
事務・技術	人 86	歳 54.8	千円 2,964	千円 2,551	千円 111	千円 413

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。

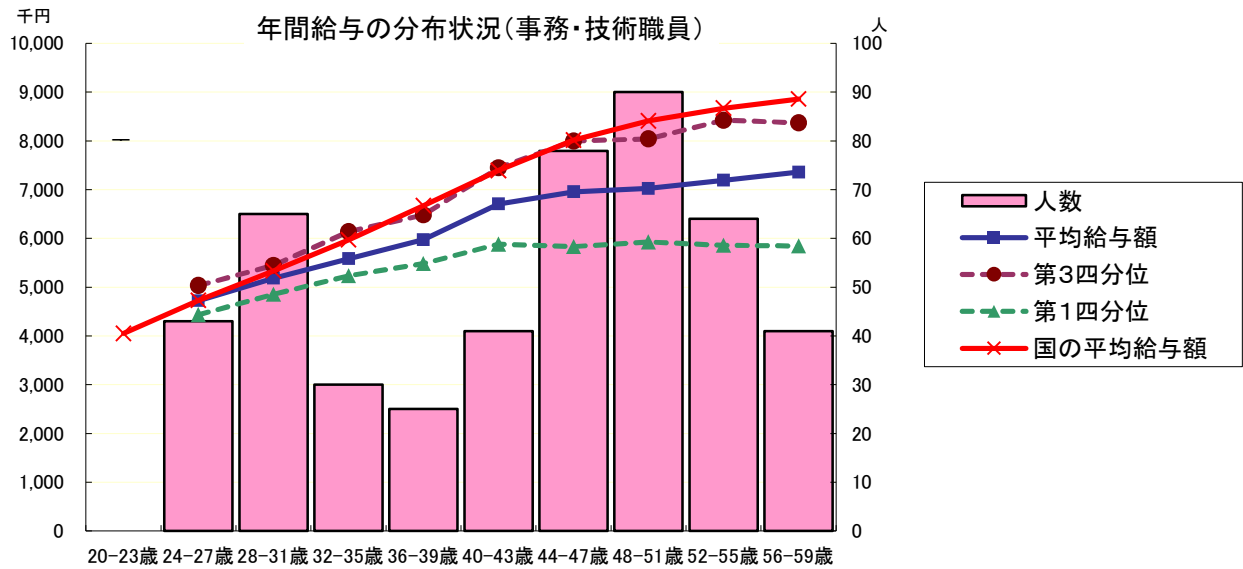
注2:「年間給与額」は、時間外手当を除いた給与の額を記載している。

注3:任期付職員のうち有資格(法曹)職員については、該当者が2人のため、区分以外は記載せず、任期付職員全体の数値からも除外している。

注4:「在外職員」は、該当者がいない区分となるため、記載を省略する。

注5:各区分中の研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員)は、該当者がいないため、記載を省略する。

③ 年齢別年間給与の分布状況（事務・技術職員）
〔任期付職員及び再雇用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

④ 職位別年間給与の分布状況（事務・技術職員）

（事務・技術職員）

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
代表的職位 〔 ・ 本部課長 ・ 本部係員 〕	人	歳	千円	千円
	6	51.3	10,621	11,164 ～ 9,415
	46	36.2	5,531	6,861 ～ 4,328

⑤ 賞与（令和7年度）における査定部分の比率（事務・技術職員）

区 分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末手当相当）	%	%	%
		49.9	51.5	50.7
	査定支給分（勤勉手当相当）（平均）	%	%	%
		50.1	48.5	49.3
一般職員	最高～最低	%	%	%
		59.2 ～ 35.0	57.3 ～ 42.7	57.8 ～ 42.2
	一律支給分（期末手当相当）	%	%	%
		53.1	53.8	53.5
一般職員	査定支給分（勤勉手当相当）（平均）	%	%	%
		46.9	46.2	46.5
	最高～最低	%	%	%
		55.4 ～ 35.9	53.3 ～ 35.1	53.9 ～ 37.9

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項 目	内 容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 87.7 ・年齢・地域勘案 88.3 ・年齢・学歴勘案 85.6 ・年齢・地域・学歴勘案 87.1
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	該当なし
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 77%】 (国からの財政支出額 376億円、支出予算の総額 485億円：令和7年度予算) 【累積欠損額 0円 (令和6年度決算)】 【管理職の割合 15% (常勤職員数484名中73名)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 19.4%】 ※小数点第2位を四捨五入 (支出総額 46,087,678,838円、給与・報酬等支給総額 8,929,738,616円：令和6年度決算) 【検証結果】 (法人の検証結果) 当センターの給与水準は、国家公務員の給与水準に従い適正に運用し、同水準を上回っておらず、また、人事院勧告を勘案した給与額の調整についても一般職給与法等の改正を踏まえ、適時行っていることから妥当であると考え。 (主務大臣の検証結果) 日本司法支援センターの給与水準は、国家公務員の給与水準に従って適正に運用されており、同水準を上回っておらず、また、人事院勧告を勘案した給与額の調整についても適時行われていることから妥当であると考え。
講ずる措置	国家公務員の給与水準を考慮し、引き続き適正な給与水準を維持する。

注：令和7年4月に国家公務員の地域手当制度が見直され級地区分数及び級地（支給割合）が改正されたところ、各指数に関して、国家公務員の給与の額については経過措置終了後の地域手当の支給割合による推計値を用いており、地域勘案（年齢・地域勘案及び年齢・地域・学歴勘案）に用いる国家公務員の地域手当の級地区分も同様に経過措置終了後のものによっている。

4 モデル給与

(扶養親族がいない場合)

- 22歳（大卒初任給）
月額 232,000円、年間給与 3,845,540円
 - 35歳（本部主任）
月額 367,080円、年間給与 6,163,680円
 - 50歳（本部課長補佐）
月額 483,960円、年間給与 8,218,806円
- ※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当（配偶者3,000円、子1人につき11,500円（令和7年度））を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

職員の勤務成績に応じた人事評価の結果を、昇格・昇給及び勤勉手当の額に反映させている（今後も継続する。）。

Ⅲ 総人件費について

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,914,640	千円 6,057,770	千円 6,279,673	千円 6,627,076
退職手当支給額 (B)	千円 154,292	千円 174,236	千円 208,780	千円 160,093
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,177,950	千円 1,282,229	千円 1,285,298	千円 1,277,034
福利厚生費 (D)	千円 1,227,245	千円 1,296,722	千円 1,238,558	千円 1,184,465
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 8,474,127	千円 8,810,957	千円 9,012,309	千円 9,248,668

注：中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載している。

総人件費について参考となる事項

- ・ 給与、報酬等支給総額の対前年度比は、347,403千円（5.53%）増である。
- ・ 退職手当支給額の対前年度比は、48,687千円（23.32%）減である。
- ・ 非常勤役職員等給与の対前年度比は、8,264千円（0.64%）減である。
- ・ 福利厚生費の対前年度比は、54,093千円（4.37%）減である。
- ・ 最広義人件費の対前年度比は、236,359千円（2.62%）増である。

Ⅳ 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

常勤職員については、令和5年4月1日に定年年齢を60歳から65歳に引き上げた（令和7年度においては、定年年齢引上げの経過措置中であり、定年年齢は62歳である。）。

定年年齢の引上げに伴い、常勤職員については、60歳に達した管理監督職の職員は非管理監督職に降任する制度を設けているほか、常勤職員の基本給について60歳に達した日後の最初の4月1日以後7割水準とすることとした。

Ⅴ その他

特になし。